

兵庫県地域振興対策協議会規約

平成22年 1月27日 設立総会議決
改正 平成28年 6月30日 通常総会議決

(名称)

第1条 この会は、兵庫県地域振興対策協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の情報交換・連携を図り、農山村地域の活性化並びに浄化槽行政の円滑な運営を支援するとともに、住民の生活と福祉の向上並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、兵庫県町村会内に置く。

(会員)

第4条 本会の会員は、次に掲げる要件のいずれかに該当する市町等をもって組織する。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項により農業振興地域の指定を受けた地域を有する市町であること。
- (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条に規定する振興山村地域の指定を受けた市町及び林業団体であること。
- (3) 浄化槽整備事業等を実施する市町並びに実施しようとする市町及び同事業等により設置された浄化槽の維持管理を行っている市町であること。

(事業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 農業・農村振興事業、山村振興事業及び浄化槽整備事業等の促進に関すること。
- (2) 会員間の連絡調整に関すること。
- (3) 研究会、研修会等の開催に関すること。
- (4) 県及び全国関係団体との連絡提携に関すること。
- (5) 国会、関係行政機関等に対する陳情、請願又は建議に関すること。
- (6) 機関紙、図書配布及び関係資料の収集に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会費)

第6条 本会は、前条に規定する事業を実施するため会員に会費を賦課する。

2 会員の会費は、総会において、その金額、徴収の時期及び納入方法等を決定する。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 役員は、総会において会員の中から選任する。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐して業務を掌理し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定する副会長がその職務を代理する。

3 監事は、毎事業年度に本会の会計及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任することを妨げない。

- 2 役員に欠員を生じたときは、補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員資格喪失)

第10条 会員である役員が会員たる資格を失ったときは、役員としての職を失うものとする。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は通常総会と臨時総会とする。

(会議に付議すべき事項)

第12条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 本規約の改正に関する事。
- (2) 会費の額及び賦課方法に関する事。
- (3) 役員を選出に関する事。
- (4) 事業計画及び事業報告の承認に関する事。
- (5) 歳入歳出予算及び歳入歳出決算の承認に関する事。
- (6) 本会の解散に関する事。
- (7) その他本会の運営に関する重要な事項に関する事。

2 役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会において議決した事項の執行に関する事。
- (2) 総会に付議すべき事項の決定に関する事。
- (3) 総会において役員会に付託した事項に関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか会長が必要と認めた事項に関する事。

(会議の招集)

第13条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議を招集するには、会員又は役員に対して、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して、書面をもって通知しなければならない。
- 3 会長は、会員の3分の2以上の者から書面をもって付議事項を示して総会を招集すべき旨の請求があったとき又は監事はその職務遂行上必要と認めたときは、臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第14条 会議の議長は、会長をもって充てる。

(定足数)

第15条 総会及び役員会は、その構成員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、やむを得ない理由のため会議に出席できない会員又は役員は、あらかじめ通知された議事について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において当該会員又は役員は出席者とみなす。

(議決)

第16条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面議決)

第17条 県協議会会費の増額、その他特に重要な案件がない場合は、書面議決により総会に代えることができる。

- 2 前項の決定については、前条を準用し、「出席者」とあるのは「賛否を表明した者」と読み替えるものとする。

(事務局)

第18条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

(職員)

第19条 事務局に事務局長1名及び職員若干名を置く。

2 事務局長は、会長の命を受けて本会の事務を統括する。

3 職員は、事務局長の指揮を受けて事務に従事する。

4 事務局長及び職員は、会長が任命又は委嘱する。

(経費)

第20条 本会の運営に必要な経費は、会費、その他の収入をもってこれに充てその額及び賦課方法は、毎年度予算で定める。

(役員等の費用弁償)

第21条 役員及び職員が会務のため旅行する場合は、予算の範囲内において会長が定めるところにより旅費を支給することができる。

(事業計画及び歳入歳出予算)

第22条 本会の事業計画及びこれに伴う歳入歳出予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に役員会で審議し、総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 年度開始前に当該年度の事業計画及び歳入歳出予算が成立しないときは、前年度の事業計画及び歳入歳出予算に準じて執行する。

3 前項により執行した歳入歳出予算は、当該年度の歳入歳出予算が成立したときは、これを当該歳入歳出予算の収支とみなす。

(事業報告及び歳入歳出決算)

第23条 本会の事業報告及び歳入歳出決算は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に会長が事業報告書及び歳入歳出決算書として作成し、監事の監査を経て、役員会において審議し、総会に報告しなければならない。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(雑則)

第25条 この規約に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成22年2月1日より施行する。

2 旧兵庫県市町農業農村振興対策協議会、旧兵庫県山村地域振興対策協議会、旧兵庫県合併処理浄化槽普及促進協会の会員は、第4条の規定にかかわらず本会の会員とする。

3 本会設立後はじめて選出された役員任期は、第9条の規定にかかわらず、平成24年度通常総会までとする。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。